

松原市脱炭素化設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の二酸化炭素の排出量の削減を図るため、脱炭素化設備の導入等を行った事業者に対し、松原市脱炭素化設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を営む法人その他の団体又は個人が当該事業を営む場をいう。
- (2) 診断実施機関 一般財団法人省エネルギーセンター又は経済産業省の補助事業である「地域プラットフォーム構築事業」の採択を受けて省エネルギー診断を実施する者をいう。
- (3) 省エネルギー診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
 - イ 経済産業省の補助事業である「地域プラットフォーム構築事業」の採択を受けた事業者が、当該事業に基づき行う省エネルギー診断
- (4) 省エネルギー診断報告書 省エネルギー診断に基づき作成された報告をいう。
- (5) 省エネルギー対策 再生可能エネルギー設備若しくは省エネルギー設備の導入又は既設設備の省エネルギー改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 補助金の交付申請をしようとする日から起算して2年以内において、省エネルギー診断を受けていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所について設備投資を伴う省エネルギー対策を行う事業であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 省エネルギー診断報告書に基づく省エネルギー改善提案に基づき行う事業であり、かつ、当該市内の事業所において排出する年間二酸化炭素排出量を2.3%以上削減することができる事業であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に開始及び完了する事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業について、国又は府から補助金の交付を受けようとするときは、別表第1に掲げる経費を合計した額から国又は府からの補助金の額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、松原市脱炭素化設備導入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断報告書の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書及び内訳書の写し
- (3) 補助対象事業に係る工事の施工箇所を示す配置図及び現況写真
- (4) 導入する設備等の仕様を確認することができる書類
- (5) 法人登記に係る全部事項証明、営業許可証等、直近の確定申告書の写しその他の市内で事業を営んでいることが分かる書類
- (6) 国又は府からの補助金の交付を受けようとするときは、当該交付を受ける手続を行っていることが分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは松原市脱炭素化設備導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは松原市脱炭素化設備導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業計画の内容を変更しようとするときは、松原市脱炭素化設備導入補助金事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、松原市脱炭素化設備導入補助金事業計画変更承認通知書（様式第5号）又は松原市脱炭素化設備導入補助金事業計画変更不承認通知書（様式第6号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに松原市脱炭素化設備導入補助金事業中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、松原市脱炭素化設備導入補助金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー対策に係る売買契約書、工事請負契約書その他これらに相当する書類の写し
- (2) 省エネルギー対策に係る領収書その他支払いの分かる書類
- (3) 省エネルギー対策を行ったことが分かる写真
- (4) 国又は府からの補助金の交付を受けたこと及びその額が分かる書類
(当該交付を受けた場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び請求)

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、松原市脱炭素化設備導入補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項に規定する通知を受けたときは、松原市脱炭素化設備導入補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第10条の規定による届出により補助対象事業を中止したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(協力)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けて行った省エネルギー対策に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市長に協力しなければならない。

(実施の細目)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象経費
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
本工事費及び付帯工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造、改修等に要する経費

備考

- 1 設備又は機器は、全て未使用品かつ購入品であること。
- 2 設置に当たっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

別表 2 (第 6 条関係)

区分	補助金額	上限額
補助対象事業の実施により、事業所の年間二酸化炭素排出量を 2.3%以上 5.0%未満削減する事業	補助対象経費の 1/2 以内に相当する額	50 万円
補助対象事業の実施により、事業所の年間二酸化炭素排出量を 5.0%以上削減する事業	※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て	150 万円